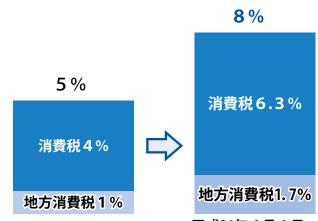
地方税法改正(地方消費税関係)のお知らせ

消費税率(国・地方)の引き上げについて

消費税率(国・地方)が引き上げられます

4月1日から地方消費税(都道府県税) 1%と 消費税(国税) 4%の税率が、それぞれ 1.7%と 6.3%に引き上げられることにより、消費税率 (国・地方) は5%から8%になります。

- ※地方消費税分の税収入の2分の1は市町村に交付。
- ※地方消費税は、国税である消費税と同様に、事業と して行った商品販売、サービス提供等の国内取引や 外国貨物の取引に対して課税される都道府県税。
- ※消費税率10%(消費税7.8%・地方消費税2.2%)へ の引き上げについては、改めて経済状況等を総合的 に勘案した検討を行います。



平成26年4月1日~

2 引き上げ分の消費税収(国・地方)はすべて社会保障財源化されます



社会保障の充実

待機児童の解消、医療介護サービスの充実など

社会保障の安定化

- ○年金国庫負担2分の1等の後代への負担の 付け回しの軽減
- ○消費税率引き上げに伴う社会保障支出の増



一定の寄り

- ■問合せ ○国税庁 TEL 03-3581-4161 (代表) URL http://www.nta.go.jp/
 - ○市庁舎本館2階 納税課 TEL 0897-52-1279

消費税転嫁対策特別措置法に係る 情報受付窓口を設置しました

平成25年10月1日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の 是正等に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、消費税転嫁拒否等に関する情報受付窓口を設 置しました。

【受付する情報】

- 消費税転嫁拒否等の行為(買いたたき、減額など)
- 消費税転嫁を阻害する表示行為(「消費税還元セール」などの表示)
- 消費税の表示に関するもの(総額表示、外税表示、内税表示など)
- 消費税の転嫁・表示の方法の決定に係る共同行為(独占禁止法適用除外となるカルテルなど) ※受け付けた個別事案の情報につきましては、市から国に通知します。

【窓口設置期間】 平成29年3月31日まで

【国および市の情報受付窓口について】

■消費税価格転嫁等総合相談センター

内閣府が消費税の価格転嫁等に関する政府共通の相談窓口として開設し、幅広いご相談を受け付けて います。

[電話:専用ダイヤル] 0570-200-123

■西条市の情報受付窓口

市庁舎新館4階 商工振興課 TEL0897-52-1490 FAX0897-52-1230